

## 大学英語教育学会関西支部 正副支部長選出規程

### (正副支部長選出規程)

第1条 本規程は、「大学英語教育学会 関西支部運営要領」第8条2項に基づき、第6条の(1)及び(2)に示す支部長及び副支部長の選出に必要な事柄を定める。

### (支部長候補者の推薦)

第2条 支部長候補者の推薦は、以下の手順に基づき、支部役員が行うこととする。

- (1) 次期支部長就任前年度の第1回支部役員会の1か月前をめどとして、支部長又は総務幹事は、支部役員会に対して、次期支部長候補者の推薦受付を告示する。推薦期間は原則として2週間以上とする。
- (2) 支部役員は、別途作成される推薦フォームに必要事項を記入することにより、支部長候補者を自薦又は他薦することができる。
- (3) 他薦を行う場合は、事前にその旨を推薦しようする者に告知し、選出された場合は就任することの内諾を得ておく。
- (4) 運営要領第6条5項に基づき、自薦・他薦の場合とも、被推薦者が就任年度の開始時において69歳以下である旨を事前に確認しておく。
- (5) 推薦できる人数は、自薦・他薦含めて1名のみとする。

### (支部長候補者に対する投票)

第3条 次期支部長就任前年度の第1回支部役員会において、前条による推薦のあつた者を対象として、出席者による投票を実施する。

2. 投票にあたり、自薦・他薦の別、他薦の場合の推薦者の氏名は秘匿される。
3. 投票の結果、得票の最も多い者を支部長候補者とする。ただし、最多得票者の得票数が過半数に満たない場合は、上位2名を対象として、再投票を行う。再投票の結果、得票が同数であった場合は、支部長が候補者を決定する。
4. 被推薦者が1名の場合は、過半数を得たことをもって、支部長候補者とする。
5. 支部長候補者は支部総会で承認を得る。

### (副支部長候補者の選出)

第4条 同時に次期副支部長を選出する必要がある場合、前条により選出された支部長候補者は、就任の内諾を得た上で、副支部長候補者として1名ないし2名を選び、速やかに総務幹事に届け出る。

2. 支部長は副支部長候補者名を支部役員会に示し、承認を得る。
3. 副支部長候補者は支部総会で承認を得る。

### (運用)

第5条 本規程の実施にあたり問題が生じた場合は、支部役員会の了承をふまえ、当該年度に限り、本規程の一部を変更して運用することを認める。

### (規程の変更)

第6条 本規程の変更は、支部役員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

附 則 この規程は、従前の「支部長選出細則」を改め、2025年11月15日より施行する。